

# 令和2年度 兵庫県但馬消費生活センター 消費生活相談員採用選考案内

受付期間	令和2年12月17日(木)～(随時受付)
試験日	別途電話にて連絡
任用期間	出勤日～令和3年3月31日(水)
勤務場所	但馬消費生活センター(豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎内)

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態	備考
消費生活 相談員	1名	(1) 消費生活相談の受付・ 処理に関する事務 (2) 市町消費生活相談員等 の相談業務の指導に関 する事務 等	「2受験資格」 と同じ	週29時間(原則 7時間15分×週 4日)	

## 2 受験資格

- 令和2年4月1日現在で18歳以上の方(年齢の上限はなし)
- 任用の日に兵庫県豊岡総合庁舎内但馬消費生活センターに勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当しない方
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- 消費者安全法に基づく消費生活相談員資格試験に合格した方又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有する方

## 3 選考方法

- 選考方法  
所定の応募書類及び面接試験による選考
- 日時  
別途電話にて連絡
- 場所  
兵庫県豊岡総合庁舎  
〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11 TEL:0796-23-1490

## 4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。

なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

【郵送もしくは持参】

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-1-1 (兵庫県豊岡総合庁舎 1階)

兵庫県但馬県民局地域政策室但馬消費生活センター [Tel:0796-26-1490]

※ 申込者には、試験日時・会場等を電話で連絡します。

## 5 合格発表

面接後3日以内に本人に電話又は文書にて通知します。

## 6 採用予定時期

合格ご連絡の際にお伝えします。

## 7 任用期間

出勤日 ~ 令和3年3月31日(採用された年度の末日)までです。

(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

## 8 勤務条件等

(1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額 147,400円~

※報酬額の算定は、同一職務の経験年数により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

(3) 期末手当

年間計 2.55月(6月期 1.3月、12月期 1.25月(在職期間に応じた割り落としあり))

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

(5) 勤務時間

週29時間(原則 7時間15分×週4日)

(6) 休暇

年次有給休暇(時間単位の取得が可能)

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

(7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

## (8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
  - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
  - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。